

定住促進

鴨川市住宅取得奨励金



本市に定住のための住宅を取得した転入者の皆様へ

A. 新築住宅を取得した場合

20 万円



B. 中古住宅を取得した場合

20 万円



C. 新築住宅が市内建設業者により建築された住宅

D. 中古住宅を市内業者で 20 万円以上のリフォーム工事をした住宅

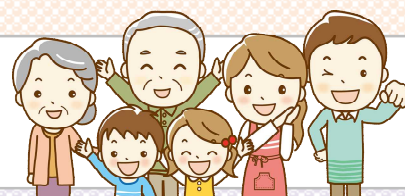
10 万円



E. 子育て世帯（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもとその親を含む世帯。出産予定の子どもさんも該当になります。）

10 万円

さらに



F. 子育て世帯と親世帯が、同居または近居（お互いの世帯が概ね 2km 以内に居住）することで、補助金の加算が受けられます。

同居加算 20 万円

近居加算 10 万円

補助金シミュレーション



CASE 1

新築住宅を市内建設業者で建築した子育て世帯の場合

A: 20 万円 + C: 10 万円 + E: 10 万円 = 合計 **40 万円**



CASE 2

中古住宅を購入した子育て世帯が、親世帯と同居した場合

B: 20 万円 + E: 10 万円 + F: 20 万円 = 合計 **50 万円**

～ お問い合わせ・お申し込みは ～

〒296-8601

千葉県鴨川市横渚 1450 鴨川市役所

建設経済部 都市建設課 都市整備係

TEL : 04-7093-7835 FAX : 04-7093-7856

<http://www.city.kamogawa.lg.jp>

令和7年
12月12日まで
受付

